

○総務省令第五十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十三日

総務大臣 山本 早苗

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第一条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表一の項及び二の項を次のように改める。

一 端末回線伝送機能	一般帯域透過	第一種指定端末系伝送路設備（ア）	第一種指定端末系伝送路設備（ア）
	端末回線伝送機能	ナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一	ナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）（加入者側終

	<p>部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。)</p>	<p>端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)</p>
<p>特別帯域透過 端末回線伝送 機能</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するも</p>	

	<p>の及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。）</p>
<p>帯域分割端末回線伝送機能</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものに限る。）</p>
<p>光信号端末回線伝送機能</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線（加入者側終端</p>
	<p>第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線（加入者側終端</p>

	<p>装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）に限る。）により通信を伝送する機能</p>	<p>装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）に限る。）</p>
<p>総合デジタル通信端末回線 伝送機能</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線に限る。）により通信を伝送する機能（第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線に限る。）（第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。）</p>

二 端末系交換	
加入者交換機	その他端末回線 線伝送機能
第一種指定加入者交換機により通	送するものであって、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。）
第一種指定加入者交換機（第一種	第一種指定端末系伝送路設備（ア）ナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）を
	第一種指定端末系伝送路設備（ア）ナログ信号伝送用の電話回線と同等のものを除く。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を含む。）
	能（総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。）により通信を伝送する機能（総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。）

## 機能

機能	信号制御交換機能	優先接続機能
<p>信の交換を行う機能（この項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）</p>	<p>第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能</p>	<p>電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加</p>
<p>指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）</p>		

	<p>番号ポータビリティ機能</p>
<p>入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能</p>	<p>番号ポータビリティ（利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができることをいう。）を実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指</p>

<p>加入者交換機 専用トランク ポート機能</p>	
<p>特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者</p>	<p>機能</p> <p>定端末系伝送路設備を識別するた めの電気通信番号により、他の電 気通信事業者が設置する交換等設 備に直接収容された固定端末系伝 送路設備（その一端が特定の場所 に設置される利用者の電気通信設 備に接続される伝送路設備をいう 。）又は当該他の電気通信事業者 が設置する交換等設備を識別する</p>



	<p>交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能</p>
<p>加入者交換機 共用トランク ポート機能</p>	<p>第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を第一種指定加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能</p>

第四条の表四の項及び五の項を次のように改める。

<p>五 中継系交換機能</p>	<p>四 市内伝送機能</p>	<p>中継交換機能</p>	<p>第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能</p>	<p>第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置等を含む。）</p>
<p>機能</p>		<p>第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能（この項の中継</p>		<p>第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用</p>

	<p>交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）</p>	<p>伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）</p>
<p>中継交換機専用トランクポート機能</p>	<p>特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定中継交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能</p>	
<p>中継交換機共用トランクポート機能</p>	<p>第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等</p>	

		<p>(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。)を第一種指定中継交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能</p>	
<p>七 通信路設定伝送機能</p>	<p>通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能(第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交</p>		<p>通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び当該交換等設備に係る伝送路設備</p>

第四条の表七の項を次のように改める。

	換局以外の建物に設置するルータ との間の通信を行うものを除く。）
--	-------------------------------------

第四条の表九の項を次のように改める。

九 削除	
------	--

第四条の表十一の項を次のように改める。

十一 削除	
-------	--

第五条中「前条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、「二の項」を「前条の表二の項」に改める。

別表第一の一の表対象設備の欄中「。ただし、手動によるものを除く」を削る。

別表第二の一の表加入者交換機の項算定方法の欄中「・PHS」を削り、「（加入者交換機直収合計デジタル通信端子数+PHS端子数）」を「加入者交換機直収総合デジタル通信端子数+PHS端子数」に改め、同表局設置遠隔収容装置の項算定方法の欄中「（局設置遠隔収容装置直収総合デジタル通信端子数+PHS端子数）」を「局設置遠隔収容装置直収総合デジタル通信端子数」に改め、同表伝送装置の項算定方法の欄中「

及びPHS回線数の合計回線数」を削り、同表総合デジタル通信局内回線終端装置の項算定方法の欄中「第一種総合デジタル通信回線及びPHS回線の数の総和」を「第一種総合デジタル通信回線の数」に改め  
る。

別表第二の二中

時間帯パラメータ (総合デジタル通信サービス)	1	—
時間帯パラメータ (PHS)	1	—

を

時間帯パラメータ (総合デジタル通信サービス)	1	—
-------------------------	---	---

に

呼完了率 (総合デジタル通信網サービス)	0.7	—
呼完了率 (PHS)	0.7	—

を

呼完了率 (総合デジタル通信サービス)	0.7	—
---------------------	-----	---

に

改める。

別表第六様式第一の第一表注1中「及び総合デジタル通信サービス」を、「総合デジタル通信サービス」に改め、同様式の第二表及び第三表を次のように改める。

第2表

通信量記録						
単位料金区域別通信量等						
						年度分
単位料金区域	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由しないもの）	
	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間（加入者交換機	中継交換機接続通信時間（加入者交換機	

		を経由するもの)	を経由しないもの)
電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	自ユニット折返し比率	

注 1 音声伝送役務 (加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務 (網使用料及び業務委託) ) について記録すること。

注 2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注 3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第 3 表



通信量記録

		年度分	
項目名	数値	単位	
平均保留時間 (アナログ電話)		秒	
平均保留時間 (総合デジタル通信サービス)		秒	
1呼当たり信号数 (アナログ電話)		信号 / 呼	
1呼当たり信号数 (総合デジタル通信サービス)		信号 / 呼	

別表第六様式第二の第三表を次のように改める。

第3表

回線数記録 局別回線数			
年度末現在			
都道府県	単位料金区域	局	ADSL地域 I P 回線数
			光地域 I P回線数

注 ADSL地域 I P回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域 I P回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

別表第七及び別表第八を次のように改める。

別表第7 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項

1呼当たり信号数	
総信号数	
リルーティング指示に係る網保留時間	
リダイレクション網使用機能 (網内型) 接続処理時間	
リダイレクション網使用機能 (中継交換機接続型) 接続処理時間	
リダイレクション網使用機能 (加入者交換機接続型) 接続処理時間	

別表第8 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項の記録

機能の利用回数等		
年度分		
	項目名	
	数値	単位
1呼当たり信号数		信号／通信

総信号数		億信号／年
リルーティング指示に係る網保留時間		秒／通信
リダイレクション網使用機能 (網内型) 接続処理時間		秒／通信
リダイレクション網使用機能 (中継交換機接続型) 接続処理時間		秒／通信
リダイレクション網使用機能 (加入者交換機接続型) 接続処理時間		秒／通信

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第二条 第一種指定電気通信設備接続会計規則 (平成九年郵政省令第九十一号) の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 [第2条・第6条・第7条・第8条]

勘定科目表  
資産

科目	款 (原価部門)	項
----	----------	---

1 電気通信事業固定資産	第一種指定設備管理部門	<p>1 一般第一種指定設備</p> <p>一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータインテグ送信機能に係るものに限る。）</p> <p>一般第一種指定中継ルータ</p> <p>S I Pサーバ</p> <p>ゲートウェイルータ</p> <p>メディアゲートウェイ</p> <p>一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータインテグ送信機能に係るものを除く。）</p> <p>網終端装置（I P—V P Nサービスに係るもの）</p> <p>網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）</p>
--------------	-------------	---

収容イーサネットスイッチ	
中継イーサネットスイッチ	
ゲートウェイスイッチ	
伝送路	
(何)	
2 特別第一種指定設備	
端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)	
主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)	
端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの)	
主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)	
公衆電話設備	
端末系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	

---

端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの）

端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）

端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）

端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）

端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用い

---

れるもの)	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）
	中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの）
	信号網設備

	番号案内データベース及び番号案内設備
	折返し通信路設定機能に係る設備
	専用加入者線装置モジュール
	専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの
	専用線ノード装置
	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
	(何)
建物	
土地	



第一種指定設備利用部門	構造物
	機械及び装置
	車両及び船舶
	工具、器具及び備品
	休止設備
	建設仮勘定
	機械設備
	空中線設備
	通信衛星設備
	端末設備
	市内線路設備
	市外線路設備
	土木設備



	全般管理 (補助部門)	共通部門設備 管理部門設備
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
(3) 投資その他の資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上

費用

営業費用

科目	款 (原価部門)	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 契約管理

		料金収納 広報・広告 役務販売 (何)
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 電報運用 (何)
施設保全費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 (何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料

	支援設備 (補助部門)	電力設備 監視設備 試験受付 (何)
共通費	全般管理 (補助部門)	資材 研修 医療 一般共通
管理費	全般管理 (補助部門)	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門
試験研究費及び研究費償却	第一種指定設備管理部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術

	<p>第一種指定設備利用部門</p>	<p>インフラ系応用技術  インフラ系基礎技術  ユーザー系応用技術  ユーザー系基礎技術  宅内系応用技術  純粋基礎技術</p>
<p>減価償却費</p>	<p>第一種指定設備管理部門</p>	<p>(何) 設備  建物  構築物  機械及び装置  車両及び船舶  工具、器具及び備品  休止設備</p>

第一種指定設備利用部門	(何) 設備
	建物
	構築物
	機械及び装置
	車両及び船舶
	工具、器具及び備品
	休止設備
支援設備 (補助部門)	電力設備
	監視設備
	試験受付
	(何)
全般管理 (補助部門)	共通部門設備
	管理部門設備

固定資産除却費	減価償却に倣う	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料 (何) 設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門  第一種指定設備利用部門	国税 地方税 道路占用料 (何) 国税 地方税 道路占用料 (何)
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料 (何) 設備使用料



収 益

管 業 収 益

科 目	款 (原価部門)	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。 (何) 設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
役務収入	第一種指定設備利用部門	(何)

(注)

- 1 メディアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。
- 2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

3 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

別表第二様式第三を次のように改める。





	(何)	取得額																	
		減価償却累計額	帳簿価額	取得額	減価償却累計額	帳簿価額	取得額	減価償却累計額	帳簿価額	取得額	減価償却累計額	帳簿価額	取得額	減価償却累計額	帳簿価額	取得額	減価償却累計額	帳簿価額	
空	中線設備	取得額																	
		減価償却累計額																	
通	信衛星設備	取得額																	
		減価償却累計額																	
端	未設備	取得額																	
		減価償却累計額																	
線 路 設 備	市 内 線 路 設 備	取得額																	
		減価償却累計額																	
	取得額																		
	減価償却累計額																		
土	木設備	取得額																	
		減価償却累計額																	
海	底線設備	取得額																	
		減価償却累計額																	
建	物	取得額																	
		減価償却累計額																	



別表第二様式第四を次のように改める。







支援設備		
電力設備		仕様電力値比
試験受付		故障件数比
監視設備		監視対応件数比
全般管理		
共通		
資材 (販売用のものを除く。)		当年度取得固定資産価額比
保管、荷役、輸配送		当年度取得固定資産価額比
資材共通		
研修 (サービス関連のものを除く。)		関連部門の稼働人員数比
設備		稼働人員数比
共通		稼働人員数比
医療 (職員の健康管理に関するもの)		
一般共通		
経理 (仕訳レコード数により設備関連のものを抽出)		支出額比
総務、厚生、人事等		支出額比
管理 (サービス関連部門を除く。)		
ネットワーク関連		取得固定資産価額比
一般管理 (電気通信設備の管理運営に関連するもの)		支出額比

4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

(東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部改正)

第三条 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令(平成十五年総務省令第百十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「附則第十七項」を「附則第十五項」に改める。

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 接続料規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十二項を削る。

附則第十三項中「、附則第十項第二号から第五号まで及び前項第一号から第四号まで」を「及び前項第二号から第五号まで」に、「及び附則第八項第八号、附則第十項第六号及び前項第五号」を「並びに附則

第八項第八号及び前項第六号」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十四項中「第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限る。)、二の項」を「第四条の表二の項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十五項を附則第十三項とする。

附則第十六項ただし書中「本項」を「この項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則中第十七項を第十五項とし、第十八項を第十六項とし、第十九項を第十七項とする。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。